平成２１年（フ）第５０号
千葉県いすみ市大原10596番地
債務者　荘司　光宏
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金城未来彦
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
千葉県いすみ市深堀364番地
債務者　鈴木　邦夫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
千葉県いすみ市若山479番地１
債務者　荘司　昌洋
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金城未来彦
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
千葉県木更津市久津間1027番地１
債務者　今村　憲夫
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３８５号
川崎市中原区下小田中４丁目３番８―203号
ジョイプレス中原
債務者　岩崎　　蔵
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澄川　　圭
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
三重県度会郡南伊勢町神前浦256番地33
債務者　濱地　一廣
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　破産債権の届出期間　平成21年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２０年（フ）第２１２６号
広島市東区中山中町11番８―102号
債務者　瀬戸川達也
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９２号
宮崎市大坪東１丁目９番21号
債務者　圖師　貞子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　渉
4　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月18日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２５号
鹿児島県姶良郡加治木町西別府1887番地
債務者　上村　杉男
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永山　一秀
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
沖縄県那覇市壺川２丁目12番地１　ウィングシャトー壺川1000
債務者　坂本　篤幸
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼島　雅仁
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２９３号
京都市北区小山上板倉町32番地１　ベル・エキップ２―202
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２０８号
山形県東根市神町東３丁目６番50―111号　パークハウス
債務者　松尾　勝巳
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１４号
山形市南原町３丁目７番16号
債務者　石川　典子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３０号
山形県西村山郡河北町西里1999番地の３
債務者　大泉　辰夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５２号
群馬県太田市新田木崎町927番地７
債務者　伊良波享こと　イラハ　シルヴィオ　ススム
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
前橋地方裁判所太田支部